

福島県農業総合センターにおける研究者行動規範

福島県農業総合センター

平成29年4月1日

I 福島県農業総合センターの使命

福島県農業総合センターは、福島県の農業が直面する課題に対し、「農業技術の開発」を核として、「安全・安心な農業の推進」や「先進的な農業教育」に真摯に取り組むことで、福島県の農業振興に寄与することを使命としている。

また、福島県内の農業者に対して技術支援を行うほか、消費者や子ども達へ農業の魅力や重要性を伝えていくことで、豊かな福島県の農業環境の実現に貢献する。

本研究者行動規範は、福島県農業総合センターの研究者が、研究活動を通じて福島県農業総合センターの使命を果たすために、研究者ひとりひとりの責任ある行動を確保するために制定するものである。

II 福島県農業総合センターの役割

1 農業技術開発

共通研究部門（経営・作業技術・生物工学・生産環境）、専門研究部門（水田畑作・園芸・果樹・畜産）、地域研究部門（会津・浜）が緊密に連携することにより、実用性の高い技術の迅速かつ効率的な開発に取り組む。

2 地域農業支援

地域農業を支援するため、既存の技術のみでは解決が困難な地域の課題に対し、現地の普及指導員、農業者、農業団体及び市町村等と共同して解決にあたる。

3 先進的農業者育成・支援

先進的な技術や最新の知見を営農条件に合った形に組み立て、実用的な新技術として生産現場に適応させることにより、複雑化・高度化する生産現場の課題解決の迅速化を図る。農業教育面では、農業短期大学校と一体的に地域を先導する農業後継者の育成にあたる。

4 食の安全・環境にやさしい農業支援

農業の振興には、環境に配慮し、消費者のニーズを重視して農産物を生産してゆくことが重要であるため、農業生産面からの環境保全や農薬等生産資材の適正使用の推進、農産物の安全性の確保に積極的に取り組む。また、県内における有機農業の普及拡大を強力に支援する。

5 県民との交流・情報発信

「開かれた試験研究機関」を具現化し、県民の様々な期待に応えられる交流・学習拠点としての役割を果たすため、県民の憩いの場や、子供たちの農業体験や食農教育、高齢者の生涯学習等の機会を提供する。

Ⅲ 研究者の基本的責任

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、農業が直面する問題の解決に貢献するという責任を有する。
- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
- 3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。
- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。
- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。
- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。論文などの共著者となる場合も、研究者それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負わなければならない（別紙参照）。
- 8 研究者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
- 9 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

- 1 0 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。
- 1 1 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。
- 1 2 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。
- 1 3 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。
- 1 4 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。
- 1 5 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
- 1 6 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
- 1 7 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(別紙)

共著者を含む投稿論文等の著者となる場合の留意点について

研究活動においては、多様な立場での研究参画があることから、研究発表・ポスター発表・論文投稿等の研究成果の公表に際しての著者名等の取扱いについて、下記に留意するものとする。

記

- 1 協定研究・共同研究・コンソーシアム研究等で実質的に研究参画した場合
共著者等となることができる。
- 2 上記以外の場合で、他の研究者等に研究材料の提供・研究手法の教授等をした場合
 - (1) 当該材料・研究手法等が研究の重要な要素を占め、論文等執筆に一定の参画をし、又はポスター発表の場合は論文執筆時に著者として一定の参画をし、共同の責任を負う場合は共著者となることができる。
 - (2) 単に材料の提供・研究手法等の教授等をしたのみの場合は、共著者となることはできない（ただし、論文中等において謝辞等に当該研究者が提供した等の旨の記載を受けることはできる）。

【参考】

「研究者のみなさまへ」（平成28年6月 科学技術振興機構）より抜粋

研究活動における不正行為とは

- ① 捏造 (Fabrication)
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② 改ざん (Falsification)
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③ 盗用 (Plagiarism)
他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- ④ その他
同じ研究成果の重複発表、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為の代表例と考えることができます。

出典 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)

論文などの投稿時に不正行為とならないために気をつけること

- 共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか？